

## 若者の自立意欲醸成事業実施要領

### (目的)

第1 若者の自立意欲醸成事業は、若者の自立意欲醸成事業補助金交付要綱に基づき、自立意欲の低い若者に対して社会と接する機会を提供し、初歩的な職業体験等を通して自立を支援する取組を行う法人その他の団体に対し、県が補助を行い、その若者たちの社会参加を促進することを目的とする。

### (定義)

第2 この要領において、「若者」とは、概ね15歳から39歳までの人のことをいう。

### (補助対象事業)

第3 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）が自立意欲の低い若者に対して社会と接する機会を提供し、初歩的な職業体験等を通して自立を支援する取組であって、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

(1) 自立意欲の低い若者に対して、次のアからエまでの取組を実施し、自立を支援する事業であること。

ア 自立支援等に関わる団体が主催するイベントの企画、運営等への参加

イ 就労支援機関等と連携した職業体験の実施

ウ 就労するにあたって必要なパソコンスキルやマナー等の向上を図る訓練

エ 個別カウンセリングを通じて個々の状況に応じた自立に向けたプログラムの提供

(2) 交付の対象となる事業の実施期間は、交付決定の日から知事が別に定める日までとする。

### (利用対象者)

第4 本事業における利用対象者は、原則、次に掲げる2つの要件を満たす者とする。

(1) 県内に在住している人

(2) 就労していない人

### (利用対象者からの申込み)

第5 利用対象者は、別記第1号様式により補助事業者に申込みを行うものとする。

### (利用期間)

第6 本補助事業により支援を受ける者（以下「利用者」という。）の利用期間は、原則1年以内とする。なお、利用者が延長を希望する場合は、利用者と補助事業者で協議の

上、延長することを可能とする。

(業務内容)

第7 補助事業者の業務は、下記のとおりとする。

(1) 利用者の募集

補助事業者は、県内に向けてインターネット等で利用者の募集を行うものとする。

(2) 就労支援機関や教育機関との連携

補助事業者は、就労支援機関や教育機関と連携して、利用者の自立意欲を高めて社会参加を促進する。

(3) 利用者の作業内容

利用者の作業内容は、利用者の健康状態等に見合ったものとする。

(4) 利用者の記録

補助事業者は、利用者の作業内容、利用時間を記録するものとする。また、利用終了後、概ね6箇月後の現況について追跡調査を行うものとする。

(5) 関係機関との連携

補助事業者は、自立支援等に関わる団体や市町村等の関係機関を紹介し、利用者の社会参加を促進するものとする。

(事業従事者)

第8 補助事業者は、精神保健福祉士若しくは社会福祉士の資格を有し、福祉・教育・就労支援等、若者支援に関連する幅広い領域に精通している者を1名以上と、公認心理師若しくは臨床心理士の資格を有し、利用者に対して心理カウンセリングを行うことができる者を1名以上配置し、適切かつ安全に事業が実施できる体制をとること。

(事故対応等)

第9 補助事業者は、事業実施中に利用者が負傷した等、問題が生じた場合は、速やかに県に報告をすること。

(帳簿等の整備)

第10 補助事業者は、設備、会計及び利用者の処遇に関する諸帳簿を備え付けるものとする。

(会計年度)

第11 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、当該会計年度の途中で事業を開始又は廃止する場合の会計年度の始期又は終期は、当該開始の日又は当該廃止の日とする。

附 則

この要領は令和6年4月1日から施行する。